

っておるわけですが、草刈り機なんていうと、芝刈り機なんていえば、ちょっとした故障で20万円も30万円かかるケース、たちまちある。指定管理者側の財産である草刈り機がそういうふうな多額な故障出たとき、協議して市もそれを、じゃあどういう名目で補っていくのか、再度教育長にお尋ねを申し上げます。

○佐々木謙二委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 例えばという話で出たわけですが、芝刈り機をのがわクラブで買った場合には、のがわクラブの財産ですから、その故障についてはのがわクラブの方で修理をするということになります。

あと10万円以上の大きな修繕になった場合には協議をするということになります。

○佐々木謙二委員長 5番、小関秀一委員。

○5番 小関秀一委員 ちょっと疑問点残るわけですが、最後にです。

私は指定管理者制度というのは、うまく活用しながら市民サービスを提供していくという一つの方法としては、大変見方にとってはいい部分いっぱいあるなというふうに思います。これについて、いかに運営をしてんかというのが、私んだの行政当局なり議会の中できちんと議論を重ねた上で、もっともっと前向きに進むべきだなというふうに思うときに、指定というか管理運営をされる指定者側が借金までしょって、しかも貸し付ける側が市であったりしているのかというふうな疑問はまだ私は疑問点として残ります。

400万円の貸し付けについては、常任委員会の折、財政課長が補足説明者として出席されて、法人でなくても個人についても市の業務に協力するような団体についての貸し付けは可能だというふうに説明をされましたが、今まで市が貸し付ける相手として、事例では青年団とか婦人会などの社会教育団体と認知されるような方についてはいいんだというふうに言われておりま

すけれども、全くのいわゆるのがわクラブのようなスポーツ愛好会とか任意団体、個人に対しての貸し付けというのは、今まであったのかどうかだけお聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木謙二委員長 どなたに答弁者、指名しますか。市長ですか。

○5番 小関秀一委員 市長からお願いします。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 私の知る範囲ではないと思いますが、なお、財政課長の方からも答弁いただきます。

○佐々木謙二委員長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 お答えいたします。

全くの個人についてはいまだなかったかと思っております。最近では、地場産業振興センターの直売所、これに貸し付けしたり、農林課の方で、ちょっと忘れましたが、団体貸し付けは行っております。

○佐々木謙二委員長 5番、小関秀一委員。

○5番 小関秀一委員 さまざまな課題、問題、残っておるなあというふうに思いますので、じっくり私も検討して、第54号議案と予算の審議に今後も当たりたいというふうに思います。答弁ありがとうございました。

## 我妻 昇委員の総括質疑

○佐々木謙二委員長 次に、順位5番、議席番号7番、我妻 昇委員。

○7番 我妻 昇委員 よろしくお願ひいたします。

最初に、先ほど市長から、きのうの大雨の件でいろいろこういうところが水が上がったというような話の中で、私も昨晚、約4時間半ぐらい消防団として水上げ作業をしておったんですが、高野町でもしておりましたんで、ぜひ、勘

違いなのか漏れていたのかわかりませんが、高野町でも相当の水が揚がりまして、ポンプ2台ですと水揚げ作業をしておりましたので、補足させていただきたいと思います。

まず最初に、この指定管理者制度、パークゴルフについてなんですけれども、のがわクラブがいい悪いというような趣旨での質問ではありません。市の対応に大いに問題があるという考えから、私は予算総括質疑を行います。ご了承をお願いしたいと思います。

常任委員会でも、ただいまの小関秀一委員の答弁など、やりとりなどもあって、もうほとんど重複しておりますので、事前に打ち合わせをされた担当の方には大変申しわけないんですが、大分大まかに割愛させていただきまして、私の一番言わんとすること、趣旨の方に入らせていただきたいと思います。

生涯スポーツ課長からは、直営でした場合ですと、当初250万円の積算で考えていたんだということ、本来、指定管理者制度を用いるにはメリットというのが大概あるわけです。普通だと400万円ぐらいで直営でかかるんだけど、指定管理者制度をすることによって250万円程度で済むし、市民にとっても利便性が向上するんだということ指定管理者制度をやるとういうふうに通常だとなるわけですが、今回は逆に、直営だと250万円ぐらいかかって、今回は400万円ぐらいの、貸す貸さないの話は別にして、400万円ぐらいの施設整備を含めてすること、逆に値が上がってるわけです。

そうすると、メリットが感じられないわけです。指定管理者制度についてのメリットが感じられないということで、そのメリットを発生させようとして、市としてはゼロ円に近い1,000円にしたのではないかとこのように私は見ておるんですが、そして400万円を貸し付けをしたということ提案しているというふうに私は見ておるんですが、その辺は生涯スポーツ

課長はいかがでしょうか。

○佐々木謙二委員長 佐藤孝博生涯スポーツ課長。

○佐藤孝博生涯スポーツ課長 このたびの貸し付けにつきましては400万円、私の方で当初試算しましたのが254万7,000円ということになります。今、委員からお話ありましたように、市から指定管理者に委託する金額につきましてはゼロ円ということになるわけです。その部分につきましては、市の経費の削減というふうな部分では、市として大きなメリットになっているのかなというふうに考えております。

○佐々木謙二委員長 7番、我妻 昇委員。

○7番 我妻 昇委員 そういふどこか下心のようなものが働いてるんだなというふうに思っております。先ほどから議論になっております施設整備をそもそも市がするべきなんではないかということで、非常にわかりやすい文章がありましたんで、生涯学習プラザの運動公園の整備について、体育協会長であります吉田会長が寄せていらっしゃる文章、近年の陸上競技記録には、全天候グラウンド、3種グラウンドですと、公認グラウンドが求められていますと。全天候とはゴムのグラウンドで、ゴムと土では走り方やトレーニング方法まで全く異なります。これまでも西置賜にすばらしい選手が多数いましたが、土のグラウンドで雨の日に滑って失格ということもありました。記録の残せるグラウンドで、これから競技を始める子供たちへ夢や希望、そして次の目標を持ってほしい、そんな強い願いがこのグラウンドには込められていませんという文章ですが、非常にわかりやすいなど。今までプラザの運動公園の整備について、いろんな方に説明いただきましたが、これほどわかりやすい説明はないなというふうに思いました。

というのは、やはり今の競技の内容、現在に合った競技とはこういうものだと、昔と違いますと。これ、ラバー、ゴムですね、ゴムのグラウンドでないと正式な記録として残らないとこ

+

ろがあるよということ。だからこそ市としてそれを整備しなくてはいけない。それが願いなんだと。将来の子供たちに夢を持ってほしいという切なる願い、これと同じで、パークゴルフ場だって、最低の設備をしたところで、何をやるんだと。最低の設備じゃなくて、のがわクラブさんは、大きな大会を誘致するならば600万円から650万円欲しいんだと。ただ、長井市の厳しい財政状況を考えると400万円だということではあります。恥ずかしくない場所、みんなにお金を出しても満足していただける場所、競技としてしっかり成立するコース、それは市内外あるいは全国大会もそうかもしれません。そうすると、そういうことをして初めてパークゴルフ場としての自慢できるパークゴルフ場、長井市のですよ、公の施設としてのパークゴルフ場。これは吉田会長が言っている生涯学習プラザの運動公園の陸上競技場の考えとすごくこれがわかりやすいので、今その例を出して言っているわけですが、これについて、市として整備すべきものだと思いますか、市長。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

その前に、ちょっと生涯スポーツ課長の答弁で誤りがあったというふうに思いますので、おわびして訂正させていただきます。

昨年度の3月までは、実は建設課の方の主管でありまして、257万4,000円とかって言ったのは、実は指定管理者としてののがわクラブにやっていただくことを検討したわけですが、その際に、備品として必要なものとそれから設備として必要なもの、その要求が23年の1月段階、これ市長復活で上がってきたんですが、それが先ほど生涯スポーツ課長が言った257万4,000円だったというふうに記憶しております。

その内容については、芝刈り乗用とあと手押しをやつとですね、それから電気設備、それとスタート台、中古のやつと、そういうものだった

たというふうに思っています。それで予算化を図ろうとしたんですが、のがわクラブと協議した際に、のがわクラブ側ではもっとグレードの高いものが欲しいと、そして芝刈り機も市で準備した場合は、残念ながらパークゴルフ場専用としないと。これはほかにも芝のところが必要なものですから、そういうことから400万円というのはのがわクラブさんの方からの要望の中身であります。ですから、こちらで押しつけたのではないということだけのご理解いただきたいと思えます。

そこで、我妻委員のご質問でありますがおっしゃるように、学習プラザについては、市の方で、町田委員からもあったように、市民が全員納得してるかということ、それは必ずしもそうでなかったかもしれませんが、市としてしっかりとした計画をして、それなりの委員会に諮って、陸上競技場を含めた総合スポーツ公園を整備するというのでやりますので、それは市としてきちっとやるということが前提だと思えます。

ただ、今回のパークゴルフ場については、経過として、市というのは間に入っただけでありまして、県が整備されて、その要望は市で要望したのではなくて、市のパークゴルフ協会の皆さんがさまざまな形で要望してつくっていただいたと。それを直接県からその団体が運営していますか、借りることについて許可もらえませんが、行政側がそれを入れて、今回指定管理者ということでののがわクラブさんにお任せしたという経緯がありますので、その部分は議会の立場から見ると同じじゃないかというふうにおっしゃるかもしれませんが、その部分について甘かった部分は認めます。ですから、協定のときにぜひ、例えば先ほど教育長も小関秀一委員の質問でも答えましたように、さまざまな細かい部分、例えば3年間の指定管理者の期間ですから、そのときに今回のような大雨でパ

ークゴルフ場が損壊したとか、あるいは芝の状況が悪くて使える期間が少なかったとか、そういった場合については補助金を出すとか、あるいは3年間では返せなかったから、それをさらに延期するとか、そういったことは協定の中で結べると。しかし、その協定も現在の中では事細かく話しすることはできませんので、そういったことで検討していきたいというふうに思っております。

なお、必要なスポーツ施設の整備については、市民からの要望があれば、現時点では果たしてパークゴルフ場として用が足さないということであれば、やはりそれは市として一たん県から受けた以上は、設備、工事の部分についてはする必要があると思います。

○佐々木謙二委員長 7番、我妻 昇委員。

○7番 我妻 昇委員 県とのかかわりですか、今までの経緯はわかります。ただ、もう公の施設として設定してありますので、私は市としての責任を言っております。このまま400万円を貸し付けたまま整備させるとすれば、市としての責任を放棄するというふうに私は見ております。そういう認識せざるを得ません。ですから県とのがわクラブとの間に立ってるんだであるとか、市から要望したことではないだとか、そういったことは全く論外でありまして、公の施設として市で設置しておるわけですので、あくまでも設置義務、設備の整備義務は市にある、これは全く変わらないのでありますので、そこで最低限の設備、先ほど市長が言った建設課が予算要求したという最低限の設備では、人は呼べないという常識です、これが。

利用者のニーズであったり、現状、近隣のパークゴルフ場との比較であったり、大会のいろんな地へ赴いて、会員の方々が感じで見られる、そういった比較です。そういったところから、あるいはルールなのかもしれません。ルール上、そうしないと、到底公認なり大きな大

会は成り立たないなど、ルールなのかもしれません。

そういった意味で、250数万という最低限の設備では到底することができない。それが常識なのだと思っておりますので、これは市としてしっかりと整備をすると。先ほどのことの繰り返しになりますが、しっかりと整備をすることが市の責任を全うするということであるというふうに思います。

400万円を貸し付けして、指定管理者に施設整備をさせるというのは法に抵触しないかということで、(3)であります。地方自治法の第244条の2の第3項には、地方公共団体が公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例によって法人やその他の団体にその施設の管理を行わせることができること定められております。あくまで管理という言葉を使っておるわけですが、施設の管理ですね、この施設の管理という中に、施設整備も含まれるのでありましょか。市長、いかがですか。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 施設整備はもちろん含まれません。教育長が先ほど小関秀一委員の質問に答えましたように、設備と言えるものについては、電気設備、水道設備、それについては県なり市でやると。あとは備品だという考え方です。

それから、例えば看板なども設備だというふうにおっしゃってる場合もあるんですが、確かに看板は設備、もう固定してありますから可能性はありますが、ただ、看板がないパークゴルフ場というのはたくさんあるわけで、むしろコースの紙ですね、今、自分がどこを回ってるんだということでの確認のパークゴルフ場は珍しいわけではないのでして、そうしますと、今回のがわクラブさんでいろいろ計画されてる中で、いわゆる設備というものは私はないというふうに思っております。ですから、第7条のところには

抵触しないという認識でおります。

○佐々木謙二委員長 7番、我妻 昇委員。

○7番 我妻 昇委員 水道設備が備品なんですかね。

(「設備、それは備品じゃないです」の声あり)

○7番 我妻 昇委員 水道設備にお金かけてるじゃないですか、400万円の中に入ってるじゃないですか。簡単なこういう蛇口なんです。取ってつけたような、まさに取っ手なんで、取ってつけたような蛇口なんです。それが市としては設備としてやってるんだけど、例えば小桜館の水道設備なんか大変すばらしい、ひねるとすぐ戻るやつですとか、大理石風に見えるような石で、この間視察で行きました長井駅の西側の公園になったところの水道設備も立派なものでございました。あれがいわゆる公の場の水道設備というものであると認識しておりますが、最低限そろえた水道設備というのは、本当の蛇口、棒に蛇口がついているというような、それを今の常識である水道設備に設置するというのは、それが備品というんですか、市長。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 水道設備は備品ではありません。それは我妻委員のおっしゃるとおりです。しかし、例えば委託施設の調書と、県からの調書を見ますと、給水管が38メートルのところと314メートルのところと9メートルのところと散水栓が5カ所と施設栓が3カ所、そして水飲み場1カ所ということであります。水飲み場所の部分が足りないということで、今回新たにのがわクラブさんで別なところが必要だということありますので、私はパークゴルフ場としては、ただ水道栓1本あるんじゃないで、そのためのいろんな管とか止水栓ですね、そういったものも含めて設備いただいておりますので、ですからのがわクラブさんの水道、水飲み場というのは、1カ所だけじゃなくともっと欲しいという

ことですが、私は通常、パークゴルフするときには水道水を飲むんでしようかというふうに考えますと、1カ所あればいいんじゃないかなというふうに思っておりました。ただ、必ず2カ所あるのがパークゴルフ場なんだということであれば別なんだろうけども、そこはのがわクラブさんの判断だと。ですから、ここは設備というよりは、その団体の意思だというふうに私は思っております。

○佐々木謙二委員長 7番、我妻 昇委員。

○7番 我妻 昇委員 生涯スポーツ課長にお聞きしますが、芝を管理するときに水をまくかと思いますが、どのようにまくことを想定していらっしゃるでしょうか。

○佐々木謙二委員長 佐藤孝博生涯スポーツ課長。

○佐藤孝博生涯スポーツ課長 散水設備も県の方で整備いただいておりますので、散水設備については5カ所ほど設けられております。そこから散水するということになるかと思えます。

○佐々木謙二委員長 7番、我妻 昇委員。

○7番 我妻 昇委員 それでは、市長、樹木を植えるというふうになっております。日陰がないですとか、風光明媚にするとか、いろんな意味があるかと思えますが、樹木も備品であると認識していらっしゃいますか。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 のがわクラブさんの方で考える樹木というのは、低木でいわゆるコース間の境がわかるようにするためのものと。ですから、日よけであったり、あるいは景観のものというよりは、より明確にコースがわかるように、そういったもので低木のものをつけたいということでありまして、それはほかのパークゴルフ場がすべてあるというふうに私は認識しておりません。むしろない方が多いと。ただし、例えば飯豊の場合だったり、この近くですと白鷹もそうなんですが、周りが樹木ありますので、ただ、あそこは河川敷ですので、むしろ湯るつどのよ

うなところに近いわけですが、その場合は確かにあった方がよりいいだろうというふうに思いますが、必ずしもそれが必要だということでもないだろうというふうに認識しております。

○佐々木謙二委員長 7番、我妻 昇委員。

○7番 我妻 昇委員 それでは、パレット式スタート台を116、1万6,000円、これが一番高額かなと思っておりますが、これも備品なんですか。これがないと大会開けないんじゃないですか。これはスポーツ課長に聞いた方がいいですか。

○佐々木謙二委員長 佐藤孝博生涯スポーツ課長。

○佐藤孝博生涯スポーツ課長 スタート台につきましては、現状のままでスタートは可能だというふうに考えております。やはり今回、のがわクラブが見積もっている、1基6万円ほどするのでしょうか。これについてはグレードの高いものをのがわクラブが設置したいということでの備品ということで考えております。

○佐々木謙二委員長 7番、我妻 昇委員。

○7番 我妻 昇委員 何回言ってもしようがないと思うんですが、私が言いたいのは、今のパークゴルフ愛好者たちからいうと、常識が外れているんです。長井の最初に積算した、建設課が要求したところのレベルでは。そうじゃなくて、愛好者のニーズや現在のやりやルールや先ほどの吉田会長の話にあったように、記録やらそういった面で必ず必要だというのが今の常識なんじゃないですか。それを備品として扱うのではなくて、設備として当たり前そこにあってものとして長井市が設置する、これが長井市の責任じゃないですかと。そうじゃないというふうにおっしゃるもので、もう意見がかみ合いませんが、私はそう思います。

そして、料金もその場合は市の方に入るということも設定できるはずで。設置した設備の部分に関しての料金の割合をどういうふうにするかですが、例えば500円のうち200円を市、

300円をのがわクラブというふうにもできるわけなんで、また試算では、返済の後は二百数十万円ほど、230万円でしたか、ほど利益が上がるように見受けられますけれども、そのくらい設備投資をすることによって、今の現在の常識に当てはめることによって、人がいっぱい来て利益も上がるということであれば、市の例えば2対3で分けた場合に、その2の部分で今後もまた足りないものがあればしていきけるし、3の方で、のがわクラブさんが今後いろんなことしたいと、いわゆる備品ですよ、おっしゃるような備品をそろえたいというときには、その300円のうちからできると。人件費も出すことができる。これが正しい指定管理者のあり方ではないですか、市長。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 我妻委員がおっしゃる運営の方法も確かにいい方法だと思います。しかし、今回は、やはりのがわクラブさんの方からの意向を中心にこういう形で上程させていただきました。確かに方法はいろいろありまして、例えば最初から指定管理料はゼロではなくて、例えば200万円とか、年間ですね、それを3年間600万円。それでその後、精算方式をとると。利益が上がったら、その部分は返してもらいますよというふうなやり方とか、あるいは我妻委員がありましたように、施設の整備として必要な部分、グレードを上げていくことはパークゴルフ場として市が管理する上でもこれは喜ばしいことでありますから、十分な使用料を上げていただいて、その部分で施設管理に回そうというような協定等々も結んでやるというやり方もあるかもしれません。

しかし、このたびはのがわクラブさんの方が、恐らく直営とか一部管理運営して、一部管理運営委託をした場合には、1年間で1万人なんてことは恐らく市では無理だと思います。それを多分1,000人とか2,000人しかできないのが、の

+

がわクラブさんがすることによって、利用者もふえて、そして市民の健康維持、健康増進につながる。なおかつ収益を上げることによって、今度は500円の金額を下げるということも指定管理者の判断でできるわけですから、それが一番いいのではないかということやってきたんですが、我妻委員がおっしゃるやり方ももちろん誤りでなくて、そういう方法もあるというふうに思います。

○佐々木謙二委員長 7番、我妻 昇委員。

○7番 我妻 昇委員 今回の市のやり方は誤りであるとは私は思っております。指定管理者制度というのは、わかりやすく言うと公設民営、公の部分の設置をして、民間が管理運営をする公設民営だと思っております。それに対極というか、ほかにもやり方がありまして、PFIって市長もよくご存じだと思うんですが、民間の資金を活用して、民間の力で公共施設をつくっていくというのがPFI。今回の提案されてるのは、指定管理者とPFIの間を足して2で割ったような中途半端な非常に無責任なやり方であると言わざるを得ませんので、見解の相違で備品だというふうにあくまでもおっしゃるのであれば、もう見解を変えないわけですのでしょうがない。私はそれは備品ではなく設備であると。設備に関しての整備は指定管理者にはできないと。市の義務であるというふうに市長に認めておりますので、そこはもう並行線と言わざるを得ません。

最後に、財政課長にお伺いしますが、のがわクラブさんの方で心配をなされてる市の方で厳しい財政であると。だから、400万円を借りてもやるしかないというふうに決定したというような話がありましたけれども、市の財政は厳しいんですか。例えば、もうすぐ決算時期になりますけれども、見込みなど、もしも今の時点で言えるのであれば、どのくらい厳しいのかおっしゃっていただきたいと思います。

○佐々木謙二委員長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 答えいたします。

市の財政が厳しいのかというふうなことでございます。22年度の決算、今、決算統計の作業中でございます、大まかな数字が姿がだんだんあらわれてきているところでございます。黒字には間違いございませんで、去年以上の黒字額を計上できるというふうに思っておりますが、厳しい、厳しくないというものではなくて、この400万円につきまして、先ほど来250万円ほどの予算要求、現状あって、さらにそれに運営金を足すと大体400万円というふうなことで、のがわクラブさんの方では言ってきておるわけですが、実際直営にするとして、予算を査定した場合、まだまだ財政課の査定は厳しくなって下がると思うんです。

これは財政が厳しい厳しくないじゃなくて、一般の市民のスポーツ施設、大会を開けるグレードのある施設ではなくて、初心者から全くできない人も行って、上がって遊べる程度の施設を確保するというところで財政課の方では査定しますんで、そのようなゴルフ大会を開けるような施設まではレベルを追求しませんで、ですんでまだ安くなるかと、額が下がるかとは思っています。ただ、その話と財政の厳しい厳しくないとはちょっと別な話ではないのかなというふうに私は思います。

○佐々木謙二委員長 7番、我妻 昇委員。

○7番 我妻 昇委員 すごく悲しい思いになった次第です。立派な運動場をつくらうとしておるやさきに、最低な話だと思いました。

もう一つ、ちょっと関連がないのかもしれませんが、例えば図書館にオープンカフェをつくりたいと、指定管理者側がつくりたいと、できれば小屋のようなものを建てて、そこでコーヒーやソフトクリームやアイスなどを売って、利用促進、市民の利便性の向上を図りたいといったときに、400万円貸してほしいといったとき

は貸せるんですか、財政課長。

○佐々木謙二委員長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 即断はできませんが、指定管理制度そのものが行政サービスの質の向上を目的としておりますから、その目的に沿って、市民サービスに十分かなうものだというのであれば、喜んで貸し付けることは可能だと思っております。

○佐々木謙二委員長 7番、我妻 昇委員。

○7番 我妻 昇委員 その件に関しては、一番最初のときに、教育長よりできないというふうに明言をされておりますので、補足させていただきます。

まず、とにかく意見の食い違いがもう埋まらないので、この件については私なりに判断せざるを得ないと。皆さん、良識ある議員の皆さんでございまして、判断なさるのではないかというふうに思っております。どうぞ、市長。

○佐々木謙二委員長 質問してください。

○7番 我妻 昇委員 質問せないかん。何かおっしゃってください。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 貴重な時間、申しわけありません。確かに溝が埋まらないということで、これは私ども当局側も説明不足の点等々があったということでおわびしたいと申し上げます。

ただ、やっぱりのがわクラブさんの、こういう言い方おかしいかもしれません、名誉のためっていいですか、ちょっと一言だけ申し上げたいと思います。実はのがわクラブの代表は、現在、行革の推進委員会の委員長の方でいらっしやいます。それで、これから財政が厳しい厳しくないにかかわらず、協働のまちづくりとかあるいは新しい公共空間づくりというふうに考えた場合に、こういった体育スポーツ施設、これからはたくさん出てくる可能性はあります。ペタンクであったりゲートボールであったり、そういうお年寄りの方が一生懸命やってるスポー

ツはもちろんですが、若い人たちのものもたくさんあるわけですが、そんな中で地域のやっぱり公民館、体育館を使っているいろんなことをなさってる、それらについても、じゃあ市が必要だからって言って全部そろえるということは、財政課長が申しあげましたように、限度があるだろうと。ですから、やっってくださいと、自分たちで工夫して、お金を貸してもらえればうまくやりたいというところについては、やっぱり市としてはその意向を尊重して、協働のまちづくりの一環から、ぜひこういうスタイルもあっていいんじゃないかということでご提案させていただいたものですので、決して市で放棄してる、公共施設の整備を放棄してるということではございませんので、そこだけは我妻委員にもご理解いただきたいというふうに思います。

○佐々木謙二委員長 7番、我妻 昇委員。

○7番 我妻 昇委員 このことがとにかく後世へ、あしき前例にならないことだけお祈りをします。

次に通告しておりますのは、義援金の取り扱いについてということで、きのうの水害といいますが、床下浸水などもあったわけですが、やはり災害というのはいつ起きるかわからないというふうなことが再認識されたなど、改めてわかったなというふうに思います。

3・11大震災に関して、多くの義援金が市民の皆様から市に寄せられたというふうに思っております。それらについて、これまでどのような扱いをしてこられたのか。現在までの間に集まった義援金というのは、総額で幾らになるのか。これは単純に総額で示されるのであれば、示していただきたいと思います。

一方、日本赤十字社って、正式名称はどうだったでしょうかね、赤十字社では、集まった義援金の7割はまだ被災地へ送っていないとの報道が、数週間前でしたか、2週間ほど前でしたか、あったというふうに記憶しております。今

+



後、長井市に集まった義援金は、そういったところに預けるのではなくて、もっと有効に使ってもらいたいなあとというふうに単純に思うわけです、一市民としてもそうです。

例えば長井青年会議所のメンバーの会員の方30名ほどいらっしゃいますが、震災後の3月17日からだと記憶しておりますが、被災地、主に石巻市ですけれども、毎週水曜日です、炊き出しの支援活動を行っています。合計でもう10数回にも上る支援活動であります。1回の往復で、食材や備品、燃料代などで7万円かかるというふうに横山理事長がおっしゃってありました。自分たちのお金と寄附などをいただいて、それでその7万円を賄っているということではありません。

私も先日、6月15日に一緒に活動してきましたけれども、報道でなされているようなことではなくて、おなかをすかせた方が非常にたくさんいらっしゃいまして、長蛇の列でございました。佐川急便から支給品が届くんですね。行政がもうとても追いつかなくて、佐川急便の車が到着して、おにぎりやパンを配布してる様子を拝見してきました。たまに弁当が配られたりしております。もらい癖がつくとか、もう物資が余ってるんだとかいう報道も一部ありますが、とてもそんな状態ではないと。もう職もない、行く会社もない、だんなさんの行ってる会社ももう流された、あるいは倒産したという話をその食べてらっしゃる方と話してきたところがございます。それでも元気よく暮らしていらっしゃいました。

義援金を出した長井の市民の皆さんは、できるだけ自分のお金をすぐに有効に被災地や被災者のもとへ届けてもらいたいという願いがあるかと思います。青年会議所などのこういった行動、活動にその義援金を活用できないものかなというふうに感じたところです。長井の食材をその義援金で買い上げる。野菜や肉や備品もそ

うです、なべや鉄板やお玉やいろんなことあるかと思います。長井の食材費あるいは備品を買い上げて、それを青年会議所など活動へ託すということであれば、いろんな団体へ、赤十字社が悪いということではありませんが、いろんな団体へお金を送って、それがすぐに有効にならないのであれば、すぐに有効に届けていただけるそういった団体の活動へ託すことによって、長井の市民の気持ちを直接被災者のもとへ届けられるし、二次被害を受けている長井の小売店業、飲食店や小売店業が二次被害、製造業はもちろんですけれども、多大な被害を受けている長井の経済の少しばかりの貢献、役にも立つのではないかというふうに考えております。そういったご配慮等できるのか、最初に伺った総額も含めて、市長からお答え願います。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

我妻委員がおっしゃいましたように、本当に頑張って被災者の皆様の支援をなさってるボランティアの方々に敬意を表したいというふうに思います。青年会議所さんはもちろんですが、市内のさまざまな団体でボランティアに行ってるというふうに思いますし、例えば新聞等で話題になりました、自転車屋さんが親子で休みのたびに被災地に赴いて修理をしてあげるというようなこと、本当に市民の皆様には感謝を申し上げたいというふうに思います。

長井市に寄せられた日本赤十字社の義援金でございますが、6月の23日、きのう現在で359件で2,660万9,838円でございます。長井市の義援金の取り扱いについては、福祉生活あんしん課が窓口になっておりまして、寄託ですね、預かったということですが、その現金は原則として当日分を会計課に入金といいますか、保管しまして、金庫に。翌日にはもう送金してるんですね、日本赤十字社山形県支部に。ですから、長井市が預かって、本当にまさにトンネルです。

ですから、我妻委員がおっしゃることはよくわかるんですが、残念ながら日赤の方で使い道については決められるわけであって、我々長井支部あるいは山形県の支部、これは知事が支部長になってるわけですが、決定権がないという状況で、そんなことから、よく聞くのは、例えば外国などのドイツあたりの市民は、決して日本赤十字社には寄附しないと、義援金は送らないと。いつになるかわからない、何に使われるかわかんないということらしいです。現にやっぱり私も預かってますので、それで多額の金額を預かってる方、多少にかかわらないわけではございますが、皆さん、何に使われるかって非常に注目されてるんですけども、結局義援金は支給するんですね、1世帯幾ら幾らで。それがまだきちんと支給されてませんので、とても悲しい思いです。

我妻議員のおっしゃるような、例えば青年会議所への支援については、制度がございまして、これは赤い羽根の災害ボランティアNPO活動サポート資金のこの助成事業があるようございます。これらは社会福祉協議会が窓口になっておりますので、そちらの方に、団体ですと助成を受けられますので、ぜひご相談いただければというふうに思いますし、場合によっては市の窓口の方、福祉生活あんしん課の方にご相談いただければというふうに思います。私の方からは以上でございます。

○佐々木謙二委員長 7番、我妻 昇委員。

○7番 我妻 昇委員 市民の気持ちとして、日赤に預けてほしいということで、市役所に来られてのこの2,600万円余りの、日赤へ渡してほしいという申し込みなんですか。日赤というのは、海外からそういう酷評されておるようですが、国内でも報道されてるとおり、どうも直結してないというのはあるわけです。どうか長井市でそういう市民が日赤に渡してほしいということで違うところに渡すことはもうできないわ

けですので、その辺、窓口やらで何らかの配慮ができないのかということをご検討いただきたいと思います。

先ほどのボランティアNPO活動サポート支援金でしたっけ、それは多分長井青年会議所の方も知ってらっしゃると思うんですが、その辺、何で今まで手続をとられてなかったんですかね。連絡とられてるはずですよ。どなたに聞けばいいんですかね。いつでも大丈夫ですか、それ、申し込んで、すぐできますか、市長。市長しか言ってなかったですね。

○佐々木謙二委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 それでは、その件については、福祉生活あんしん課長に答弁させますが、その前に1点ほど。

先ほど市民の皆さんが日赤ということであらうかというお話でしたが、一応市で募金を受けられるのは日赤なんです、市でも大丈夫ですという言い方をしまして、むしろ市で、後々今回のような災害が起きたときの対策のために使ってほしいということで、429万3,804円を預かっております。これらについては、長井市で今後、いろんな災害等々の準備のためにいろいろ使わせていただきたいと、そのように思っておりますが、あとは避難されてきた方とか、あるいはこちらから市で多賀城とか出向いた場合については、議会の方から了承いただいて、予算をいただいておりますので、そんな状況でございます。

○佐々木謙二委員長 小泉良一福祉生活あんしん課長。

○小泉良一福祉生活あんしん課長 お答えいたします。

このたびのご質問をいただいて、私も勉強させていただきました。日赤の事業ではないのですが、中央共同募金会の赤い羽根災害ボランティアNPO活動サポート募金というのが、このたびの大震災からスタートしてるようござい

ます。その理由は、極めて被害甚大、そして支援活動が広範囲、長期化、支援活動に要する費用も多額に上ると考えられることから、中央共同募金会では支援活動を行うボランティアグループへのサポート募金を開始したというようなことをございまして、助成が受けられる活動例としては、緊急援助活動としての炊き出し、入浴サービス、安否確認、訪問活動、倒壊家屋の復旧支援というようなこともございまして、子育て中の親や高齢者対象のサロンであるとか、仮設住宅入居者の生活支援活動、こんなことが書かれておりました。

助成金が、1カ月程度で短期でございまして50万円、1カ月以上中・長期になりますと300万円以内の助成が受けられると。これは23年の3月11日から25年の3月31日までの東日本大震災のボランティア活動に係る費用ということになっております。受け付け期間がもう既に1次、2次が終わってしまっていて、現在第3次の助成受け付けになっておまして、23年の7月31日までというようなことになっているようございまして。

第1次、2次については、中央募金会の方で直接受けておりましたが、第3次からは山形県の支部で受け付けると。そうなりますと、社会福祉協議会がそちらのもう窓口になってますので、そこからお受けできるというようにお話でございましたが、まだ社協の方にも詳しくは来ておらないようございまして、そういう制度がスタートしているということで、ご報告をさせていただきます。

○佐々木謙二委員長 7番、我妻 昇委員。

○7番 我妻 昇委員 最後のところがちょっとわからなかったんですが、もう3次受け付けはスタートしてるが、社会福祉協議会の方ではまだわかってないというような話でしたね。ちょっとどういう意味ですか。

○佐々木謙二委員長 小泉良一福祉生活あんしん

課長。

○小泉良一福祉生活あんしん課長 これも社協の方にきのう問い合わせをしまして、こういう制度が入っているけれども、社協さんでは赤い羽根の共同募金やってるものですから、十分熟知しているものだと思っておりまして、県に問い合わせをしないとわからないということから、そのようなことの回答があったもので、ご報告をいたします。

○佐々木謙二委員長 7番、我妻 昇委員。

○7番 我妻 昇委員 これからは仮設住宅で孤立する方の問題ですとかがささやかれております。生活支援なんかもそうですよね。いろんな支援があるかと思えます。市民の方々が本当に自分たちの私財をというんでしょうか、自分たちのお金や寄附やいろんなことで支援活動を行っていることに対して、ぜひ市の方でも積極的に情報提供やサポートなどをお願いしたいと思います。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○佐々木謙二委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

### 議案第56号 平成23年度長井市 一般会計補正予算第3号についての 質疑

○佐々木謙二委員長 まず、議案第56号 平成23年度長井市一般会計補正予算第3号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二委員長 質疑もないので、質疑を終